

2006 年 4 月 25 日

各 位

株式会社みずほ銀行

内部管理態勢の充実・強化に関する行政処分について

元行員がお客さまの情報を漏えいするという不祥事件の発生に対し、本日金融庁から、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令及び個人情報の保護に関する法律第 34 条に基づく勧告を受けました。

当行といたしましては、この度の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客さまをはじめ皆さま方に対しまして心からお詫び申し上げます。

今後、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、かかる不祥事件の再発防止に全行をあげて取り組んで参ります。

記

1. 改善命令の内容

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全かつ適切な業務運営を確保するため、支店において特定の権限を有する者が行った行為という特性も踏まえ、以下の観点から顧客情報に関する内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化（責任の明確化を含む）

顧客情報の漏えいを防止するための実効性のある顧客情報管理態勢の確立

- (2) 上記(1)に関する業務改善計画（改善計画を着実に実施するための経営管理態勢の整備・確立及び実効性確保に係る責任の分担の明確化を含む）を平成 18 年 5 月 25 日までに提出し、直ちに実行すること。

- (3) 上記(2)の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、平成 18 年 6 月末を初回として、四半期毎の進捗・実施状況等を翌月 15 日までに報告すること。

2. 個人情報の保護に関する法律に基づく勧告の内容

- (1) 以下の点について、支店において特定の権限を有する者が行った行為という特性も踏まえ、個人の権利利益を保護するため必要な措置をとること

個人データの安全管理のための実効性のある措置の確保

個人データの安全管理を図るための従業者に対する監督の徹底

- (2) 上記(1)に基づいてとった措置を平成 18 年 5 月 25 日までに報告すること

3. 今後の対応

今回の行政処分を受けた内容等を踏まえて策定する改善策を着実に実施することにより、内部管理態勢の充実・強化を図って参ります。

以上